

11.19 「組合費訴訟」公判に籍集しよう！

来る一月十九日、東京地裁に於て、いわゆる「組合費訴訟」の民事公判が開始される。われわれのこの間の闘いは、動労「本部」反動暴力分子による労働組合の私物化・規約規則無視のセクト的引きまわしとその破産を鮮明に引き出した。この訴訟問題も、既に動労千葉が切りひらいている現実の組織的運動的路線的前進・勝利の地平を更に一段と押し進めるものに他ならない。法廷における勝利をもってさらに前進してゆこう。

鮮明となつた動労千葉の正義と勝利

10・21～22第一波、11・1第一波の減産・ストを堂々とうちぬいてきたことに鮮明なよう、新生動労千葉結成後約八カ月の今日、われわれは様な困難を一つ一つはねのけて闘う労働組合の原則をさし示し、八〇年代の勝利をきりひらく偉大な勝利を着実にわが手ににぎりしめ、その闘いを通して組織的力量をさらに強化し、力強く前進してきた。一方、労働組合らしい闘いは何一つやらないで、ただただ千葉破壊のための暴力とデマ、権力・当局への全面屈服・協力運動にのみ動労を引きずりまわし、セクト的政治目的のために組合費を湯水のように浪費してはばからないといふ、まさに腐敗とおごりを絵にしたような動労「本部」の今日の姿。一この対比はあまりにも鮮明である。とりわけ「本部」反動集団がこの数カ月間、口を極めて中傷・デマを流し、乞い願つていた事柄――例えば「中・中一派はひと握り、すぐ自滅する」「公労委が認知しない」「当局と団交できない」「組合費を二重にとられる」「財政がもたない」「ストもうてない」「旧地本事務所から追い出されれる」……の数限りないデマは、今日、一体どうであったか。全く説明の必要のないほどに、「現実」が真実をはつきり証明している。

この数カ月間の一四〇〇の血みどろの苦闘をして遂にわれわれは「八〇年代に通用する」「以前の労働運動」を「闘いを通して、闘える組織をつくる」ことに大きく勝利しつつある。

自らの不正義・破産を「国家権力すがりつき」でごまかす「本部」

われわれは、この「訴訟」自体が、あらゆる意味でデタラメなものであることはつきりさせねばならない。

そもそも「本部」反動集団こそが組合組織運営の大原則を公然と踏みにじつて、「排除の論理」にふりかさし、セクト的運営に走り、規約規則無視の事実上の執行権停止・統制処分を乱発し、違法不当な暴力的大会運営を平然と居直るという事

にこの事態の全ての根源があるのであり、「組合費」問題は、動労千葉の全く正当な自己防衛の証であり、一四〇〇組合員の利益と動労の眞の改革発展のための必要不可欠な権利であり義務である。それ以外の何ものでもない。

今日の彼ら反動集団の姿の中にはつきり証明されているように、「革マル派のための水本動労」なら数千万も湯水の如く濫費し「動労千葉」のためには一億数千万円の動員費をつきこみできもしない「千葉地本再建」のためと称して三〇〇万の敷金と毎月三〇～五〇万ともいわれる維持費をつきこんでいる千葉事務所などを見までもなく、労働者の汗の結晶たる組合費を、動集団なのだという事は、誰の目にも明らかなのである。

ただただ動労千葉破壊のためにのみ、敵対とし害をくり返してきた動労「本部」の運動的・組織的・路線的破産を隠蔽するために遂に國家権力裁判所の力にとりすがつて何とか「金だけでも：」と提起されてきた、この「組合費訴訟」問題をも、われわれは逆にガッチリと受けとめて反動分子の不正義と破産を満天下にあばき動労大改革への一層の前進に転化させていくではないか。一一月十九日、一五時より開かれる法廷に断乎たる傍聴体制を勝ちとつていこう。

年末手形にて申入れる
十一月五日

動労千葉申第九号

- 職員、準職員については、基準内賃金の三ヶ月分に一律一八〇〇〇円を加えた額を支払うこと。
- 臨時雇用員については、賃金日額の一〇〇日分を支払うこと。
- 休職中及び停職中の職員であつても他の職員と同様に支払うこと。
- 支払日については、一二月五日とするこ



79.11.15
No. 276

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二二五八九・(公衆)四三二二七二〇七